

第6期第10回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録

第6期第10回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

1 日時	令和5年7月13日(木) 午後6時00分～午後7時50分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	<p>(委員14名)</p> <p>宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、松本一夫委員、吉田壯二委員、富本操委員、横井千香子委員、寺嶋雄一郎委員、生田剛史委員、會田一恵委員、後藤正臣委員、嵯峨野祐輔委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、志寒浩二委員</p> <p>(事務局5名)</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	なし
5 議題	<p>○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 令和4年度練馬区地域包括支援センター事業実績について(報告) …資料1</p> <p>2 令和5年度地域包括支援センター事業計画について …資料2</p> <p>3 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討状況について</p> <p>① 施策1 元気高齢者の活躍とフレイル予防の推進 …資料3-1</p> <p>② 施策2 高齢者を支える地域との協働の推進 …資料3-2</p> <p>③ 施策5 介護保険施設等の整備と住まいの確保 …資料3-3</p> <p>④ 施策6 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進 …資料3-4</p> <p>4 その他</p> <p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法案 概要 …資料4</p> <p>○ 練馬区地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料5</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について …資料6</p> <p>3 地域密着型サービス事業者の公募について(非公開) …資料7</p> <p>4 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討状況について</p> <p>5 その他</p> <p>練馬区立練馬中学校デイサービスセンターの廃止について …資料8</p>
6 配付資料	<p>(資料1) 令和4年度練馬区地域包括支援センター事業実績について(報告)</p> <p>(資料2-1) 令和5年度練馬区地域包括支援センター事業計画について</p> <p>(資料2-2) 令和5年度地域包括支援センター事業計画抜粋(練馬圏域)</p> <p>(資料2-3) 令和5年度地域包括支援センター事業計画抜粋(光が丘圏域)</p> <p>(資料2-4) 令和5年度地域包括支援センター事業計画抜粋(石神井圏域)</p> <p>(資料2-5) 令和5年度地域包括支援センター事業計画抜粋(大泉圏域)</p> <p>(資料3-1) 施策1 元気高齢者の活躍とフレイル予防の推進</p> <p>(資料3-2) 施策2 高齢者を支える地域との協働の推進</p> <p>(資料3-3) 施策5 介護保険施設等の整備と住まいの確保</p> <p>(資料3-4) 施策6 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進</p> <p>(資料4) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法案 概要</p> <p>(資料5) 指定地域密着型サービス事業者等の指定について</p>

	<p>(資料6) 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について (資料7) 地域密着型サービス事業者の公募について (非公開) (資料8) 練馬区立練馬中学校デイサービスセンターの廃止について (参考資料) 練馬の介護保険状況について (1月分)</p>
7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL : 03 - 5984 - 1187(直通) Eメール : KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 TEL : 03 - 5984 - 1461(直通) Eメール : KAIG015@city.nerima.tokyo.jp</p>

第10回地域包括支援センター運営協議会 第10回地域密着型サービス運営委員会

（令和5年7月13日（木）：午後6時00分～午後7時50分）

○委員長

ただいまより、第6期第10回練馬区地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会を開催する。

最初に、委員の出席状況、傍聴者の状況の報告、および配付資料の確認を事務局から願います。

○事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配布資料の確認】

○委員長

今回、人事異動に伴い新たに委員が委嘱されたため、新委員から挨拶をお願いしたい。

【新委員挨拶】

○委員長

それでは、次第に沿って進めていく。

なお、閉会は午後7時30分を目途としている。

では、地域包括支援センター運営協議会、案件1、令和4年度練馬区地域包括支援センター事業実績について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1について説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあればお願いします。

○委員

「7 医療と介護の相談窓口における相談実績」で、認知症に関する相談が7,805件とあり、前年度よりも減っている。認知症の全体的な傾向としては増えているかと思うが、相談件数が減ったという原因が何かあるのか。

○高齢者支援課長

減少の理由は特定できていないが、区では、認知症の心配がある方については、もの忘れ検診という事業を令和3年度から開始しているところである。

この事業について、令和4年度に入り、より多くの方に知っていただき、その検診において相談される方が増えたということも影響していると考えている。

○委員

以前、関町地域包括支援センターと連携して、マンションの管理室において、「N-i m p r o（ニンプロ）」という認知症のゲームをしていただくという機会を設けた。その際にお話を伺っていると、地域住民の助け合い、マンションの住人の助け合いや、町会・自治会の中での助け合いにより解消されている部分が多いと感じた。

コロナでその流れが途切れ、地域包括支援センターでの相談件数が増加した時期があったのではないかという印象も受けた。

○委員長

そのほか、いかがか。

(なし)

○委員長

案件の2に移る。

案件の2、令和5年度地域包括支援センター事業計画について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料2について説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあればお願いします。

○委員

入院をしている母親について、地域包括支援センターに相談に行った際に、「地域包括ケア病床」というのがあると初めて伺った。これはどういう位置づけになるのか。

○高齢者支援課長

地域包括ケア病棟は、在宅や介護施設で療養されている方の急性増悪の受入れ、また、急性期の治療を終えた方の継続的治療やリハビリテーションなどを行い、在宅復帰を進めるといような病床になっており、介護施設ではなく病床の一つである。

令和7年度に開設を予定している光が丘病院の跡施設にも、この地域包括ケア病床が入る予定である。

○委員長

そのほか、いかがか。

(なし)

○委員長

案件の3に移る。

第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討状況について。

本案件および地域密着型サービス運営委員会の案件4は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、地域包括支援センター運営協議会の所管である地域包括支援センターに関する課題について、また、地域密着型サービス運営委員会の所管である地域密着型サービスに関する課題について、検討するものである。

本日の検討は、地域包括支援センターに関連する施策である、施策2「高齢者を支える地域との協働の推進」について、委員からのご意見をいただくこととする。

本協議会で各委員からいただいた主なご意見については、事務局を通じて、今後開催される介護保険運営協議会に参考意見としてお示しする。いただいたご意見については、次回8月の協議会にて検討結果の報告としてまとめて皆様にお示しした上で、介護保険運営協議会へ提出する予定である。

なお、施策1、5、6については、参考としてご説明いただく形とする。ご了承いただきたい。

それでは、まず先に、施策1、5、6の概要について。高齢社会対策課長より説明をお願いします。

○高齢社会対策課長

【施策1、5、6（資料3-1、3-3、3-4）について説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあればお願いします。

○委員

地域包括支援センターの認知度については、利用している方が32%、利用したことがある方が20%、知っているが利用したことはない方が20%ということで、利用者としては全体で50%という数字が出ている。これだけ多くの機能を持つ地域包括支援センターについて、周知徹底をぜひ実現して欲しい。

私は、ある地域包括支援センターを時々訪れている。職員の方は大変熱心で、意欲的に、非常に親切に来所者の対応をされている。私も高齢の世代に入っているため、内容について具体的に把握し、ぜひ利用をしていきたい。

また、施策1に「元気高齢者介護施設業務補助事業」の拡充として、「デイサービスのレクリエーション活動も業務内容に加えてはどうか」とあった。デイサービスの中でも、音楽活動を中心にやっているところもあれば、そうではなく一般的なデイサービスのグループがあるようだが、高齢者の中には、色々な趣味・特技をお持ちの方がいらっしゃる。そういう方たちにデイサービスなどの場で活躍していただくということも可能だと思うので、ご提案させていただきたい。

○高齢者支援課長

1点目の地域包括支援センターの周知については、3月の本協議会でご紹介したショー

ト動画などを活用し、周知の取組みを進めているところである。

また、最近は大変暑い日が続いているため、地域包括支援センターに配置している訪問支援員が、熱中症の注意喚起ということで、地域の高齢者の方に声かけを行う活動も行っているところであり、一昨日のニュース番組では、その活動が取り上げられた。内容としては、地域包括支援センターの訪問支援員が高齢者のご自宅を訪問し、熱中症の注意喚起のご案内のチラシを渡し、エアコンの利用を促すなどのご案内を行ったものである。

このようにニュース番組等で取り上げていただき、広く練馬区の取組みを知っていただくこともなるべく取り入れながら周知を進めていきたい。

○高齢社会対策課長

2点目のデイサービスについてお答えする。

デイサービスセンターについては、多様化しており様々なデイサービスがある。

そういった中で、区としてもシルバー人材センターと連携し、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、デイサービスセンターにおいて、シルバー人材センターの会員が、洗濯や掃除などの軽作業を行うといった事業を行っている。

今後は、例えばデイサービスセンターで、シルバー人材センターの会員を派遣し、レクリエーション活動を行っていただくということも検討しているところである。

○委員長

そのほか、いかがか。

(なし)

○委員長

では、続いて案件3の②の施策2「高齢者を支える地域との協働の推進について」高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【施策2（資料3-2）について説明】

○委員長

本施策のテーマが「協働」であるが、薬剤師会の役員として、また、地域の薬局として、様々な協働の活動をされている委員よりご意見を伺いたい。いかがか。

○委員

地域包括支援センターの周知状況に関しては、まだ行き渡っていないと感じている。私は薬局に勤めており、薬剤師として自分が勤めている薬局がどの地域包括支援センターの管轄内にあるかということを確認しているが、全ての薬剤師が認識しているわけではない。

また、コロナ禍により地域包括支援センターを訪れて相談される方が激減したという状況も聞いており、ちょうど3年前に、「困りごとはありませんか」というポスターを作った。担当の地域包括支援センター名を記載し、気になることがあったらご相談いただくよ

う、掲示を行った。色々な世代の方が薬局にはみえるので、気付いて目にとめていただける方もいらっしゃる。

また、お住まいが、私どもの薬局の管轄の圏域ではなくても、ご家族や親御様のご相談であっても、私どもで担当の地域包括支援センターへおつなぎすることができる。

本当に相談したい人は相談できないことで苦しんでいるところもあるので、ふとした機会にそういうポスターを見て、一言、二言をお話ししていただけたことが本当に大切なつながりを生むということもある。

「超」超高齢化社会で、90歳を過ぎても元気な方が多いが、家族がなく、お薬をお渡ししてもなかなかお帰りにならない方が多い。まだ要介護状態ではない方に、練馬区が発行した冊子を活用し、はつらつセンターや元気なうちに楽しめるサロン等をご紹介し、興味を持たれた方には、地域包括支援センターの窓口につなぐようにしている。

また、生活支援コーディネーターに関しては、地域にはNPOなどの団体が多くあり、その団体同士をつなぐ生活支援サービスの協議体というものがある。年に2、3回、社会福祉協議会、高齢者支援課の主催で集まりをするものである。高齢者を支援する団体だけではなく、子どもの外遊びの会や傾聴のボランティアの会など、色々な団体が参加しており、その方たちとつながりができ、白衣を脱いで薬局を出て、そういった団体の小さな集まりの場で話をさせていただく機会が増えた。

区役所に相談しても解決できないことが、そういった地域のおせっかいな人たち同士の連携により解決できる。そういった場において、相談を聞き、マッチングを行うのが生活支援コーディネーターである。

生活支援コーディネーターが、どこに何人いるのかというところを考えると、各圏域27か所に生活支援コーディネーターが1人ずついるのであれば、より近い距離にそういった機能を果たせる人がいるということになるため、とても有意義であると思う。

○委員長

そのほか、ご質問、ご意見があればお願いします。

○委員

生活支援コーディネーターの連携の図のところで、「町会・自治会」の記載がある。私は町内会で、回覧を組長さんに配布する役目をしている。区から来た配布物を皆に配布し、会った人にはお話できるということで、大事な役割であると認識している。

町内会を退会される方がいた場合、回覧が回らなくなるので、街かどケアカフェ等に出かけて行き、区の広報物を見るなどして欲しい。

また、先日7月10日号で、ヤングケアラーの問題が一面に載った区報が発行された。

学校においても区報の掲示はされていると思うが、学校と区が連携した体制づくりが必要だと思う。

また、自分の周りには70歳を過ぎていても元気でフットワークのよい方が多くいる。そういう方達の活用を検討していただき、町会も、地域包括支援センター等と連携し、できることがもっとあるのではないかと感じる。

○高齢者支援課長

区としても、町会・自治会とのつながりというのは非常に大事だと考えているところである。

生活支援コーディネーターの体制の拡充等を通じ、さらに、今後、町会・自治会との連携なども強化していきたいと考えているところである。

○委員

生活支援コーディネーターに関して確認したいことがある。

まず、2ページ「現状」の上から2番目のところで、「区では現在、生活支援コーディネーター事業を社会福祉協議会に委託している」と書かれている。そうすると、生活支援コーディネーターの方は社会福祉協議会に所属し、4圏域で活動しているということで、今後、それを27の全部の圏域に広げていくということになると、今、社会福祉協議会に所属している方が、今後は各地域包括支援センターに所属することになるのか。

あともう1点、地域包括支援センターに訪問支援員が2人ずつ配置されていると思うが、その方とのすみ分けや役割分担に関して、どのように考えているかお聞きしたい。

○高齢者支援課長

一つ目の、今現在、社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターであるが、先ほど申し上げた区内4か所のボランティアセンター、ボランティアコーナーに配置されている。この4か所には地域福祉コーディネーターという職種の方がいて、地域福祉コーディネーターが兼務というような形で生活支援コーディネーターの業務も担っているというような体制になっている。

来年度以降の日常生活圏域の見直しに合わせて27圏域という形になったときには、地域包括支援センターに配置した方がいいのではないかと申し上げたが、二つ目のご質問と関連するところがあり、練馬区の強みの一つとして、先ほど申し上げた訪問支援員を既に2名ずつ、練馬区内の各地域包括支援センターに配置している。

この2名については、地域包括支援センターから地域に出向いて高齢者の方々を訪問する取組を既に行っているというところである。

そういった意味では、訪問支援員を配置していることにより、地域包括支援センターは、既に地域の方々とのつながりを一定程度築いているというのが練馬区の強みであると考えているところである。

この地域包括支援センターに、さらに生活支援コーディネーターを配置することにより、一層体制が強化されるというのが、この取組みの狙いである。

二つ目のご質問の、訪問支援員と生活支援コーディネーターの役割分担についてであるが、地域に出向いてアウトリーチするという点では同じ部分もあり、3人で地域に出向くというところでは、連携するところが大きいと考えている。

ただ、役割分担としてあえて言うと、訪問支援員は、どちらかという訪問した高齢者の方の、例えば健康状態の確認であるとか、その方の個別の健康状態に合わせて、場合によっては、例えば介護サービスにつなぐとか、そのような取組をしているところである。

一方で、生活支援コーディネーターとしては、逆に元気な高齢者の方を地域の活動につ

なぐといったようなコーディネーターが期待されているところである。

先ほど委員からもあったように、地域の団体同士の協議会の設置も行っており、そういった地域で活動をしている団体同士をつなげる役割も生活支援コーディネーターの役割となってくると考えている。

地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターについては、社会福祉協議会から移るのではなく、地域包括支援センターの受託法人の職員ということで想定している。

一方で、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと、地域包括支援センターに配置することになる生活支援コーディネーターは、今までは兼務という形であったが、役割が分かれることで連携が取れなくなるのではというご心配の声をいただくこともある。

区としては、引き続き社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターの間で連携が取れるよう、定期的な情報交換会を開催することなどを検討している。

また、集めた情報を共有できるような情報ツールを利用し、区民の方へのご案内に活用することができるよう検討を進めているところである。

社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとは、より一層、連携を強められるよう、取組を進めていきたいと考えている。

○委員長

そのほか、いかがか。

(なし)

○委員長

それでは、案件の4、その他として、6月に可決された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法案」について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料4について説明】

○委員長

以上で、地域包括支援センター運営協議会を終了する。

続いて、地域密着型サービス運営委員会に移る。

案件1、指定地域密着型サービス事業者の指定について、および案件2、指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について、介護保険課長より説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料5、6について説明】

○委員長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

(なし)

○委員長

案件の3に移る。

本案件は練馬区の「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」で定めた「会議の公開の原則」の除外事項、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため、非公開となる。

応募した法人を地域密着型サービス事業者として選定するか否かは、区が練馬区高齢者福祉施設整備および事業者指定に係る法人選定委員会を開き判断する。その際、本日の協議内容を参考とするため、応募内容についてご意見があれば、積極的に発言をお願いします。

なお、資料7については、運営委員会終了後、資料の返却をお願いします。

案件3 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開）、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

○高齢社会対策課長

【資料7について説明。資料および発言内容は非公開】

○委員長

案件4に移る。

案件4、第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討状況について。

この案件は、地域包括支援センター運営協議会の案件3と共通の案件のため、割愛する。

○委員長

それでは、案件の5、その他として、練馬区立練馬中学校デイサービスセンターの廃止について、参考の報告として、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

○高齢社会対策課長

【資料8について説明】

○委員長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

○委員

公立の小中学校でのデイサービスの開設は、条件が整えばできるのか。

というのは、私の近所の小学校、中学校では、空き教室が大変多いと聞いている。その空き教室の活用という点においても有効であり、また、今、祖父母と一緒に暮らしている子どもが大変少ないので、高齢者を対象とした施設が共存することで、見たり話を聞いたりすることはとても有意義だと思う。

今後も開設の予定があるのか。

○高齢社会対策課長

練馬中学校デイサービスセンターは、平成11年に開設をしており、介護保険制度が開始したのは平成12年である。当時はデイサービスセンターが区内に20か所ほどしかなく、区としてデイサービスセンターを整備するというのが喫緊での課題であった。

当時は、民間で施設を整備して運営していくというのはなかなか難しい時代であり、区として区立施設を活用した整備を行っていた。そういった中で、余剰教室があった練馬中学校の理科室を活用して開設したのが、練馬中学校デイサービスセンターである。

現在は、区内に200か所ほどデイサービスセンターがあり、民間のデイサービスセンターが多様なサービスを展開している。当時とはかなり違った状況である。

練馬中学校デイサービスセンターは、学校の校舎の一部であるため入浴設備がないが、入浴はニーズが高いサービスの一つであるため、それを理由に利用率が伸びないという現状がある。このような区内のデイサービスセンターを取り巻く状況や、練馬中学校デイサービスセンターの個別の課題を踏まえて、廃止という判断に至った。

今後は、区立の小中学校内にデイサービスセンターを設置するといった計画はない。

また、練馬中学校デイサービスセンターでは、吹奏楽部による演奏会を行ったり、デイサービスセンターの利用者が3年生に受験のお守りを作るなど、生徒との交流を行ってきた。他のデイサービスセンターにおいても、保育園や幼稚園、小学校、中学校との交流、また、中学校の職場体験の受入れなどを行っている。

○委員長

続いて、その他案件について、参考資料の説明を、介護保険課長に願います。

○介護保険課長

【参考資料について説明】

○委員長

それでは、次回の日程および連絡事項について、事務局より願います。

○事務局

次回の第6期第11回の会議は、令和5年8月8日（火）午後6時30分からを予定している。会場は、本日と同じ庁議室を予定している。

○委員長

これをもって本日の第10回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を閉会とする。貴重なご意見をいただき感謝する。